

§ 番外編 悪口／ヘイトスピーチの分析による言語行為論の再構築の探究

2 言語行為論の再編成

(1) 発話の前提の妥当要求の追加

(2) 発話媒介行為の再定義

#「発話媒介行為」の再定義の提案(この部分、前回20161209の配布原稿を以下のように修正しました。)

このように考える時、「発話媒介行為」を、話し手の命題行為と前提の妥当要求と発話内行為が、聞き手、にもたらす新しい選択状況において、話し手が聞き手に行わせる行為として定義したい。

(perlocutionary act という英語表現からすると、この行為はやはり話し手の行為と考えるべきだと思うからです。) この行為は、オースティンが分けたように、二種類に区別される。

#オースティンによる発話媒介行為(C/a)と(C/b)の区別との関連付け

オースティンは、発話内行為を、話し手の発話行為や発話内行為と「間接的に(obliquely)のみ関連する行為」と、(C・b)「全然関連を持たない行為」に分けていた。

(C/a)は、話し手が聞き手に行わせようと意図していた行為を行わせることであり、(C/B)は、それとは異なる行為を聞き手に行わせることであろう。しかし、この場合にも、聞き手のその行為は、話し手の発話がきっかけとなって生じたものである限りで、話し手が聞き手にそうさせたと記述することが可能である。「彼女のその依頼は、彼を凍り付かせた」というように、彼女の発話の意図とは異なる反応を聞き手に引き起こしたとしても、それを彼女の行為として記述することが可能である。その意味で、(C・b)もまた話し手の行為である。それゆえに、これもまた発話媒介行為に含めてよいだろう。

先週ここまで

(3) 言語行為と問答の関係

#問いは選択を発生させる。問いと選択の関係は、因果関係ではなくて、意味論的關係である。

通常の間答の場合、問いは返答を求めており、返答することは、問いが暗黙的に指示する可能な答えの中から、選択して答えることである。返答は、<問いがもたらした新たな選択肢状況において選択された行為>だといえるだろう。したがって、返答は、問いの発話の発話媒介行為である。その状況では、通常の意味では「返答」ではない行為、つまり問いを無視することや、問いの発話の前提への反論、確認のための質問も、一つの選択肢、つまり一つの応答になる。

・差別発言(差別語の使用)は、ランク付けという意味論的前提の妥当性要求を伴っている。それを受け入れるか、不当なものとして拒否するかという選択肢状況をつくりだす。この選択肢状況での行われる選択された行為は、差別発言の発話媒介行為である。

#発話と発話媒介行為は、暗黙的に問いと答えの関係になっている。

全ての発話は、それが他の発話を引き起こしているとき、暗黙的に問いになっている。なぜなら、発話は、新たな応答可能性、あらたな選択肢を作り出すだけでなく、それらの選択肢が共有知になるからである。HにAとBの行為の選択可能性があることが共有知になるとき、Sがそのことを知っていることをHは知っている。つまり、そこでのHの選択をSが待っていることを、Hは知っている。それは、Sがどちらを選択するのかを暗黙的に問うことに他ならない。

その時の問いを明示化すれば、「どうしますか？What do you do?」とか、選択肢を挙げて、「Aをしますか？Do you do A?」とか「AかBかどちらをしますか？Which do you do, A or B?」のようなものになるだろう。

#問いと発話内行為

┆(P)

!(P)

C(P)

E(P)

D(P)

これらを返答とする質問発話は、返答としてどのような発話内行為を求めるのかを指示する必要がある。したがって、質問は単に?(Q)というように表示されるのではなくて、返答の発話内行為の指示も入れて次のように表示されるだろう。

?┆(Q)

?!(Q)

?C(Q)

?E(Q)

?D(Q)

質問発話の前提を受け入れることが作り出す選択肢は、可能な答えの集合である。質問発話の前提を訂正したり、確認したりすることも、質問発話を作り出す可能な選択肢である。

上記の暗黙的な問いもまた、それへの返答がもつ発話内行為を何らかの仕方で指示している。それは明示化されるだろう。「どう答えますか」「何を主張しますか」「何がほしいですか」「何をしますか」などになるだろう。

(4) ハーバースの3つの妥当要求との関係

(ここではハーバース『ポスト形而上学思想』藤澤賢一郎、忽那敬三訳、未来社(原書1988、訳1990)を参照する。ページ数はこの訳書のもの)

#「相互行為は、一種の問題解決である」(84)

「どのようにして複数の行為者の行為計画は、他人の行為が自分の行為に連携していく、という具合に調整することができるのか」(84)という問題の解決である。

#二種類の相互行為：

戦略的行為＝「自然言語がただ情報伝達の媒体としてだけ必要とされる相互行為」(84)。

そこでは「調整の効果は行為者が行為状況や相手に対して非言語的活動を通して及ぼす影響力に左右され続ける」(85)

コミュニケーション的行為＝「自然言語が、社会統合の源泉としても要求される相互行為」84。

そこでは、「言語的理解にそなわる合意達成能力が、つまり言語自身の拘束エネルギーが行為の調整にとって有効となる」(85)

「コミュニケーション理論の視覚からは、戦略的相互行為は、すでに別のところで構成されている生活世界の地平の内部でのみ現れることができる。しかも、コミュニケーション的行為が失敗する場合の代替案として現れるのである。」(121)

3つの言語機能

ハーバマスは、カール・ビューラーによる3つの言語機能の指摘を評価する。

「コミュニケーションで、使用される文は、

- (1)話し手の思考（あるいは体験）を表現し、
- (2)事態（あるいは世界のなかで出会われる何か）を叙示し、
- (3)受け手との関係を成立させる、

という3つの機能を同時に果たすためにもちいられるのである。

この3つの機能のうちには

- (1)何かについて／
- (2)他の人と／
- (3)了解し合う、

という3つの基本的な局面が反映している。

言語表現の意味と、

- (a) 言語表現を用いるときに思われていることと、
- (b) 言語表現の中で語られていることと、
- (c) 発話行為における言語表現の使い方

との間には、3重の関係が成り立っている。」(94、改行を加えています)

奇しくも、この3つは、デイヴィドソンが対象についての知識、自己の心についての知識、他者の心についての知識が、互いに他の二つに依存して成立するという「三角測量」(tiragulation)を論じたことに対応している（「三種類の知識」 in *Subjective, Intersubjective, Objective*）。

ハーバマスは、この3つの機能のそれぞれに注目した意味論として、

- (1)志向論的な意味論（グライス、ベネット、シファー）は、話し手が当面の状況で自分の用いる表現でもって思っていることないし理解させようとするのが基底的であると、している。
- (2)形式的な意味論（フレーゲに端を発し、前期ウィトゲンシュタインを経てダメットに達する。）は、文が真である（もしくは真とされる）ための条件から出発している。
- (3)後期ウィトゲンシュタインが開始した意味の使用理論は、すべてを、言語表現が実践的な機能を果たす場である慣れ親しまれた相互行為連関に関係付ける。

を挙げて、それらはどれも一面的であったために隘路に陥ったという。ハーバマスによれば、この困難を克服するものとして登場したのが、オースティンとサールの言語行為論であった。

「私はYに金をいくらか与える」という文は、話法という点からすると多義的である。この文は、それぞれのコンテキストに応じて多義性が取り除かれ、次のように、約束として、告白として、あるいはまた予言として、はっきりさせることができる。

(3)S：私はYに金をいくらか与えるだろう、と君に約束する。

(4)S：私は、Yに金をいくらか与える、と君に打ち明ける。

(5)S：私は、X（=話し手）がYに金をいくらか与えるだろう、と君に予言することが出来る。

聞き手がこうした発話行為の申し出を拒否する際に行いうる否定的応答を見るだけで、話し手が約束、告白、予言のそれぞれにどのような種類の妥当要求を結び付けているかが、明らかになる。

(3')H：いや、そうしたことに関しては君は信頼できたためしがない。

(4')H：いや、君は私を惑わそうとしているにすぎない。

(5')H：いや、君は一銭も持ってはいない。

話し手は、(3)では義務を果たすという規範的要求を掲げ、(4)では自分が述べることをその通り思っているという主観的誠実性への要求を掲げ、(5)では命題的真理への要求を掲げている。ちなみに言うところ、発話行為は、そのときどきの支配的な妥当局面のもとでだけ否定されるとは限らない。たとえば、

(1)S：私は、Yに金をいくらか与えるよう、君に要請する
という命令は、

(1')H：いや、君には要請する権利はない

ということで、拒否できるだけでなく、次のように、話し手の誠実性を疑ったり、あるいはまた言明内容の存在前提を疑ったりすることでも拒否可能である。

(1'')H：いや、君はそれを真面目に考えてはいない。

(1''')H：いや、私はYにけっして出会わないだろうし、彼に金を手渡す機会がないであろう。」

(96, 97)

#3つの妥当要求と3つの基本話法

「ビューラーの機能図式を妥当理論的に解釈すると、さらに、聞き手は発話行為「Mp」でもって、

客観的世界内のもの

主観的世界内のもの

共通の社会的世界内のもの

へと同時に関わっているという想定に導かれる。発話行為はいずれも、全体として常に3つの局面で、妥当しないと批判される可能性をはらんでいる。

なされた言明（あるいは言明内容の存在前提）との関連では虚偽として、

発言された話し手の志向との関連では不誠実として

既存の規範的コンテクスト（あるいは前提されている規範それ自身の正当性）との関連では**不当として**、
批判され得る。」(156-157)

全ての発話行為は、この3つの批判を受ける可能性がある。逆に言うと常に3つの妥当要求を行っている。

真理性妥当要求

誠実性妥当要求

規範性妥当要求

これらの妥当要求は、全ての発話行為に含まれているのだが、現実の発話行為では、その一つが主題として際立つことになる（なぜ？）。

したがって、発話行為は次の「3つの基本話法」に分類される。

事実確認的発話行為

表示的発話行為

規制的発話行為

前述の言語行為の分類と、ハーバマスの分類との関係

前回と前々回の講義で、4つの言語行為（命題行為。発話の前提の妥当要求、発話内行為、発話媒介行為）の区別を導入した。これとのハーバマスの分析との関係を明示したい。

ハーバマスが指摘するように、全ての発話に対して、上記の3つの批判が可能であり、全ての発話は3つの妥当要求を持っているとしよう。そしてそれらが明示されている場合には、それは発話内行為になっているだろう。その限りで、サールの分類と次のように対応するだろう。

「主張型発話」＝「事実確認的発話行為」

「表現型発話」＝「表示的発話行為」

「行為指示型」「行為拘束型」「宣言型」＝「規制的発話行為」

しかし、すべて発話が3つの妥当要求を持つ。そのとき、「主題」化されていない妥当共有は、発話の前提の妥当要求、に属すると考える。また、例えば、主張型は、真理性要求を明示化しているが、しかし、発話の前提の真理性要求は主張の中では「明示化」されていない。ある発話において明示化されている妥当要求も、発話内行為では尽されておらず、それは発話の前提の妥当要求の中にも残っている。したがって、<発話の前提の妥当要求には、常にハーバマスの言う3つの妥当要求が含まれており、発話内行為は、一種類の妥当要求を、しかもその一部分を明示化している>と考えるのがよいだろう。

ハーバマスによるヘイトスピーチ論の予想

ハーバマスは、悪口やヘイトスピーチを戦略的言語行為に分類するだろうか。

彼が、戦略的言語行為の例として挙げるのは、「脅迫」である。

脅迫は一般的に、

「Xしろ、さもないと Yするぞ」

という形式をとる。この「Yするぞ」は、約束発話と似ているのだが、約束は聞き手にとって好ましいことを話し手が行うことを約束するのだが、脅迫の場合には、聞き手にとって好ましくないことを行うことを述べている点がことなる。また約束は履行しないときに、とがめられるが、脅迫は履行しないときにとがめられない、という違いもある。(サールならば、どちらも行為拘束型(commisives)に分類するだろう。)

ところで、このような脅迫は、ハーバマスの3つの批判を受ける可能性がある。例えば、戦略的発話「やめないと、警察に通報するぞ」という警告の発話に対しては、

「ここに電話はないぞ」(実現可能性/真理性への批判)

「本気じゃないだろう」(誠実性への批判)

「できるものならやってみろ」(「通報したら困るのはお前だぞ」)(正当性への批判)

という3つの批判が可能なのではないだろうか。

(ハーバマスの、戦略的行為とコミュニケーション行為の区別について、現在のところ懐疑的ですが、しかし、もう少し考えます。)

明示的に言語的な了解過程の最小の独立した単位

「明示的に言語的な了解過程の最小の独立した単位は、(a) 話し手はその発言にたいして(少なくとも)ひとつの批判可能な妥当要求を掲げる際に行う基礎的な発話行為「Mp」、および(b) 聞き手が話し手の発話行為の申し出を理解し受け入れるかどうかを決定する諾否の態度決定、から組み立てられている。了解は、合意形成をめざしている。世界内の何かについて聞き手と了解し合おうという話し手の試みは、彼らのあいだに同意がもたらされることで終わる。」(153-154)

了解過程の最小の単位は、

(a) 妥当要求を行う基礎的な発話行為

(b) 聞き手の諾否の態度決定

から組み立てられている。言い換えると、問答のペアが、「明示的に言語的な了解過程の最小の独立した単位」である。

2016WS の Final Report について

<p>最終レポート について</p>	<p>2016 年度第2学期 文学部「現代哲学講義」大学院「認識論講義」 題目「あなたは文化相対主義者ですか」</p>
<p>テーマと形式:</p>	<p>講義内容に関係したテーマを自由に設定してください。 (例えば、講義で言及した文献を読み、その一部を紹介し分析する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず内容を正確に表現するタイトルをつけてください。 ・もし可能ならば次の形式にしてください。 <p style="padding-left: 40px;">形式 : 問題 問題の説明 答え 答えの証明</p>
<p>分量</p>	<p>6000字程度 (英語の場合、ca.2500 words)</p>
<p>用紙</p>	<p>ワープロ原稿横書き、A4、和文の場合 40 字 30 行、(英語の場合、12pt. New Times Roman) 上下左右のマージン 20-25mm</p>
<p>締め切り</p>	<p>卒業生修了生は、2015年2月13日午後5時締切(必着) 最終学年以外の成績締切 2月22日午後5時締切(必着)</p>
<p>提出場所</p>	<p>文学部玄関「入江」のメールアドレス(投函、または郵送(大阪大学文学部入江幸男宛て))。 e-mail で送るのはやめてください。</p>